

平成二十六年三月三十一日付け広島県報（号外）第二十四号に登載の広島県条例第三十四号（広島県税条例の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局税務課長

三		ページ
九	八	行
第六十四条の二の二	第六十四条の二	誤
第六十四条の二の二各号に	第六十四条の二各号に	正